

上動五三會會則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は上動五三会と称す。
本会の事務所は会長方に置く。

第 2 章 目的と事業

- 第 2 条 本会は上動五三会地域における親睦並びに自治に関し協力、その万全を期するを目的とする。

- 第 3 条 本会は前条の目的を達成する為下記の事業を行う。

- (1) 駒込防犯協会に協力、犯罪防止、青少年補導等適切なる運動
- (2) 駒込交通安全協会に協力、交通の安全運動の徹底
- (3) 本郷防火協力を協力、火災予防の普及徹底
- (4) 地震等による防災活動の徹底
- (5) 伝染予防に関する事、保健所其の他の機関と協力、町内防疫の普及実施
- (6) 共同募金活動に関する事
- (7) 文京区社会福祉協議会に関する事
- (8) 天祖神社、及末社、氏子会に関する事
- (9) 会員家族に不幸の際は弔慰を表す事
- (10) その他本会発展の目的達成に必要な事業

但し、上記事業に関する出資は会費を以て充当し祭礼、レクリエーション等の経費は特別会計とし、寄附金又は特別会費を以て充当する。

第 3 章 組 織

- 第 4 条 本会は上動五三会町会員を以て組織する。

- 第 5 条 本会員は下記の会費を負担する。

会費は、1 ヲ月 1 世帯あたり 1 口 2 0 0 円以上とし、納期は年 1 回（4 月）とする。但し年 2 回（4 月・1 0 月）も可とする。

第 4 章 理事会の構成

第 6 条 本会に次の役員、常任理事及び理事を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
会 計	2 名
総 務	若干名

(以上を役員とする)

交 通 部 長	1 名
防 犯 部 長	1 名
防火防災部長	1 名
環境衛生部長	1 名
青少年部長	1 名
会 計 監 査	2 名

(以上役員と部長、会計監査を以て常任理事とする)

各 部 理 事	若干名
婦 人 部 代 表	3 名

(以上常任理事と理事を以て理事会を構成する)

第 7 条 理事、婦人部は各部、班に於いて選出し、任期は2年度とする。理事に欠員が生じた時は次点繰上げ又は選挙を行い任期は残存期間とする。また理事会は推薦理事を指名できる。会長は理事会の互選により、役員は会長の推薦により、また各部長、会計監査は役員推薦により決定する。婦人部は部内の互選により正副部長を選出し、部長（副部長若干名）は理事会に於いて議決権を有する。

第 8 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は之を代行し、各事業の分担責任を負うものとする。

第 9 条 常任理事は会務を分担し遂行する。

第 10 条 理事は会員を代表し、総会以外の常時決議機関となり、採決した会務の執行にあたる。

婦人部代表は、町会及び母の会と連絡し、相互協力により業務を行う。

第 11 条 必要に応じ顧問及び相談役を置く事ができる。任期は終身とし、本人の辞意により是を妨げず。

第 5 章 会 議

- 第 12 条 予算、決算の審議承認、会則の変更等の重要な事項はすべて総会の議決による。
- 第 13 条 常任理事会、理事会は会長之を開き、次の事業を議決する。
- (1) 事業の運営実施に関する事項
 - (2) 緊急事項、其の他会長が必要と認めたる事項
 - (3) 会務遂行上必要と認めたる時は、施行細則を定める事ができる。
- 第 14 条 会議の議決は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長之を決す

第 6 章 会 計

- 第 15 条 本会経費は会費及び寄附金を以て充当する。
- 第 16 条 本会の金銭は銀行預金として保管し、会計帳簿は会員が閲覧できる。

附 則

- (1) 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。